

(別紙1)

公益信託「愛・地球博記念社会貢献活動支援基金」(仮称)の概要案

1. 経緯

2005年日本国際博覧会の運営収支残の一部を原資として、愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所及び社団法人中部経済連合会の4者が検討委員会を設置、議論を重ね、平成18年12月4日に「愛・地球博社会活動等支援基金検討委員会報告書」に取りまとめられました。

本報告書に基づき、平成19年3月に愛知県が本公益信託の企画提案コンペを実施。受託予定者に三菱UFJ信託銀行株式会社を選定。現在設立に向けて愛知県と準備中です。

2. 名称

公益信託 愛・地球博記念社会貢献活動支援基金(仮称)

3. 公益信託とは

個人や法人等が、財産を一定の公益目的のために信託し、信託銀行等の受託者がその財産を管理・運用し、公益活動団体への助成金の給付や奨学金等公益のために役立てようという制度です。

4. 支援対象者

団体又は5人以上のグループ(個人、企業又は自治体は対象外)

5. 支援対象活動

愛・地球博の理念の継承発展に寄与する社会貢献活動(広くNPO活動を含む予定)

6. 支援対象エリア

- (1) 愛知県内の団体等 愛知県内及び隣接4県(愛知県に活動成果が及ぶ場合に限る)
- (2) 隣接4県内の団体等 愛知県内及び隣接4県(愛知県内の団体等と共催する場合に限る)
愛知県内の団体等が国際協力・国際交流を行う場合も支援対象予定

7. 支援メニュー

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 初期活動 | 上限30万円(10/10) |
| (2) 展開期活動 | 上限100万円(8/10) |
| (3) 企業又は自治体との協働活動 | 上限100万円(10/10)企業・自治体に支援せず |
| (4) 大規模活動 | 上限500万円(8/10・10/10) |

8. 選考方法

- (1) 募集期間: 年1回、1か月以上、初期活動助成は年2回各1か月以上
- (2) 選考方法: 運営委員会の選考により、受託者が決定、給付を行う。
初期活動助成は書類審査のみ。その以外は書類審査に加え公開審査会実施。

9. 注意事項

本公益信託は主務官庁の引受許可に基づき、委託者(愛知県)と受託者(信託銀行)との間に公益信託契約が締結されることで成立します。主務官庁の審査・指導により内容・開始時期は変更がありえますのでご了承ください。

公益信託のイメージ

